
令和6年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和6年12月6日 (金曜日)

議事日程(2)

令和6年12月6日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 1名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡です。それでは通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。件名は 3 つ準備させていただいておりますので、何とぞよろしくをお願いします。

件名 1、学校教育での電子図書館の活用についてでございます。

2024 年度から G I G A スクールに関わる学習用端末の更新が、ただいま始まっておるかと思えます。第 2 期の G I G A スクールでは、単にこの端末を更新するだけではなく、I C T 環境全体の進化を図ることが期待されております。

I C T 教育については、教育現場でいかにこの I C T 技術を活用するかによって、その成果も変わってくるのではないかと考えます。そのため、効果的な活用方法について、常に創意工夫をしながら、努めていく必要があるかと思えます。

その中で、今回その活用的手段方法として、教育資料が豊富な電子図書館の活用について、提案をしたいと思ひまして、伺ってまいります。

要旨 1、学習用端末の活用状況と成果についてでございますけれども、この件は前回の定例会で、令和 5 年度芦屋町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価報告書について説明がございました。

これは教育長のほうから説明していただいた中でありますけれども、改めて、この I C T 教育についての実施状況とその成果について、再度お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中学校では、授業などで学習用タブレット端末をほぼ毎日活用しています。授業以外でも、学活や児童会活動、生徒会活動などでも活用されています。また、補充学習などの時間に、学習支援ソフトやタイピングの練習を行っています。実際の授業において、タブレット上に問題の解

答やメモをタイピングで残す児童生徒も最近は増えつつあります。

小学校では、端末の持ち帰りも行っており、学校から出される課題や家庭学習に取り組むためのツールとしても活用されています。

中学校では、本年度2学期からクラウド式の端末へ更新されたことを受け、端末の持ち帰りを実施する方向で現在準備を進めております。

学校の授業でタブレット端末を活用することにより、教師が児童生徒への講義をする授業から、児童生徒がそれぞれの学習ペースに合わせて、自分に合った内容を選んで学習することができる授業へと改善しつつあります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

これも報告書で受けまして、今、具体的に説明をいただきまして、よく理解ができました。

我が町のICT教育につきましては、非常に頑張ってください、効果も上がっているようにお伺いしておりますし、また課題のほうについてもよく掌握されているということで、今後の活用に基づく、学校教育が推進されるということで非常に評価いたします。

ただですね私、先般、民文の委員会で小中一貫校の視察ということで、兵庫県の小野市に行ってまいりましたが、兵庫県の小野市につきましては、脳科学を基礎として、これに基づいて学校教育を推進しているという自治体でございまして、このICTをお伺いしたところ、あまりICTについては学校教育というよりも学習能力の向上について、また効果についてはそんなに期待できないという見解で、あまり推進されているような状況は、私は見られなかったんじゃないかなと判断しましたけれども、今報告がございましたように私自身としては、このICTを活用して効果的に使えば、学習能力の向上も見込めるし、そういったサポートもできるんじゃないかという観点から、引き続き有効活用に努めていただきたいと思います。

それでは、第2期のGIGAスクールを今後控えていくわけですけど、今の答弁の中で今後のことも踏まえて、課長のほうから答弁があったと思うんですけども、この第2期について、GIGAスクールでの取組はどのようなことを考えているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町では平成30年に電子黒板を導入したことを皮切りに、教師用タブレット端末及び児童生徒用タブレット端末を導入し、令和3年度より全ての児童生徒へタブレット端末を配付してい

ます。その後、インターネット回線を学校へ直接接続し、校内の学習用ネットワークの改善に取り組みました。

現在はICT機器の更新を進めているところで、本年度は教師用タブレット端末及び中学生用のタブレット端末を更新し、2学期から新しい端末での運用を開始しました。

来年度には小学生用タブレット端末を更新し、教室に備えている電子黒板も順次更新をする計画です。併せて、各学校の学習用ネットワーク環境の見直しを行い、アクセスポイントを増やし、体育館などでも学習用ネットワークが使用できるようにする予定です。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後の取組についてももしっかり計画が練られているかなと思いますし、活用方法についても逐次、創意工夫されるということのを伺って非常に安心いたしました。

なお、第1期のGIGAスクールで上がっております課題についても、多分多くあるんじゃないかと思いますし、その点を踏まえて今後の改善を望みたいと、このように考えます。

それでは要旨の2に移りますけど、今回提案いたします電子図書館の活用についてでございます。

このタブレット端末の効果的な活用方法については、どのようなことを今考えているのか、再度お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小中学校でのタブレット端末の有効活用には、いろいろな方法があります。

主なものを3つ紹介します。

1つ目は、協働的な学びの推進です。タブレット端末を使って、児童生徒同士が意見を交換し、協力して問題解決に取り組むことで、コミュニケーション能力や協力して取り組む力を育むことができます。

2つ目は、指導の個別化の推進です。授業支援ソフトを活用して、教師は児童生徒の進捗状況をリアルタイムで把握し、児童生徒一人一人の特性や学習の進度、学習到達度などに応じ、迅速な支援を行うことができます。

3つ目は、視覚障害や聴覚障害を持つ児童生徒への支援です。タブレット端末を使って、拡大表示や音声読み上げ機能を活用することで、学習のバリアを減らすことができます。

これらの方法を組み合わせることで、タブレット端末を効果的に活用し、児童生徒の学習体験をより豊かにすることができると考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ICTの活用につきましては、いろんなことが考えられるかと思うんですけども、その中で、学校教育における電子図書館の利用ですが、先ほども答弁の中に一部ありましたように、教育の質や学習環境を大きく向上させる重要な要素があるのではないかと考えます。

電子図書館につきましては、去年の末に遠賀郡4町共同運用の形で発足して開設されました。

そういったことを踏まえて、電子図書館の活用についての意義について、確認させていただきたいと思います。どのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校教育において、電子図書館を利用することは、多くの意義と利点があります。

主なものを3つ紹介したいと思います。

1つ目は、アクセスの向上です。電子図書を使って、膨大な量の書籍や資料に触れることができますので、児童生徒は必要な情報をすぐに見つけることができます。また、インターネットを介して利用できるため、児童生徒は自分のペースで学びを進めることができます。

2つ目は、公平な学習機会を提供できることです。地域や家庭の経済状況にかかわらず、全ての児童生徒が同じ情報にアクセスできるため、教育の格差を減らすことができます。

3つ目は、特別支援教育の充実です。文字の拡大、音声読み上げ機能など、特別な支援が必要な児童生徒にも対応できる機能が充実しています。

これらの利点を生かして、学校で電子図書館を導入することで、児童生徒の学習環境の向上につながるものと考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

意義としては、多くのものがあるんじゃないかと思います。子供たちがより良い学びの機会を得る機会があるということで、非常に意義があるかと思います。

それでは、県内というか、多くの自治体で利用しているところもございます。この電子図書館を活用している自治体の状況については把握されておりますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

あくまでも学校教育課のほうで調べた結果ということで御報告したいと思います。

遠賀郡内の学校において、電子図書館を活用している事例はないと伺っています。

文部科学省が令和4年度に行った調査結果によりますと、電子図書サービスを公立学校で導入している地方自治体は、全体の8.5%。その内訳は、全ての公立学校で導入しているが3.8%、一部の公立学校で導入しているが4.7%です。

さらに、具体的な導入予定があると答えた自治体が1.4%。導入を検討していると答えた自治体は9%で、1割を超える地方自治体で、今後、電子図書サービスの導入を予定、または検討しているということが分かっています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まだまだICT教育に関しての電子図書館の活用についても、多くの自治体と言えるような状況ではないかと思うんですけども、徐々に増えつつあるとお伺いしていますし、全国でも405自治体で導入しているとお伺いしております。

この電子図書館の導入ですけれども、活用について、学校教育で活用するとすればどういったことに使えるのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

児童生徒が現在使用しているタブレット端末はクラウド式の物ですので、電子図書館へアクセスして電子図書を活用することは、技術的には可能です。現時点では、先ほど松岡議員からも御指摘ありました、昨年12月より運用を開始した遠賀郡広域電子図書館の活用が想定できます。

学校において電子図書館の利用をすることに際し、電子図書館で取り扱っている図書の種類や数量が、児童生徒のニーズに合っているかどうかを確認しておく必要があると考えています。

先ほど触れました令和4年度の文科省調査の報告書によりますと、電子図書の導入における課題は、公立学校・公立図書館ともに、電子書籍導入の予算が不足しているという回答の割合が最

も高く、電子図書を導入している地方公共団体の電子書籍活用における課題については、適当な電子書籍のコンテンツがない、もしくは少ないとの回答の割合が最も高かったということです。

また、遠賀郡電子図書館は郡内4町が共同運営しているため、芦屋町の意向だけでは決められないという事情もございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

活用事例と、それから実際、この電子図書館を活用する上での課題と展望についても若干触れられたので、それで良いじゃないかと思うのですが、遠賀郡4町の共同運用ということでございますので、これを活用するとなるとそういった協議も必要でしょうし、それからアクセスも含めて運営のやり方も検討しなければならないと、課題は多いじゃないかと思うんですよね。

これについては、創意工夫するという観点からすれば、この電子図書館を活用すれば、先ほども答弁がありましたように、意義も大きいものがあるので、環境を整備していただいで、子供たちの学びの機会を充実させると、そういうことが必要じゃないかと思うんですけど、町として、今の答弁を含めながら考えた上で、この電子図書館の活用について、導入についての見解はいかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校教育課としては、学校側の意向を尊重しつつ、生涯学習課とも連携し、学校教育において、広域電子図書館の活用ができる環境づくりに努めながら、学校での電子図書の活用について、課題を整理しながら検討をしたいと考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

課題もあるかと思うんですけども電子図書館の活用について、前向きに検討していただければと考えるので、よろしく願いいたします。

それでは、件名2に移ります。

件名2は、奨学金返済支援制度の導入についてでございます。

地域人材の確保が困難となる中、若者が地方から都市へ流出する傾向が強まっているものの、

ここ去年ですかね、つい最近はコロナ禍ではありますけども、報道によりますと地元志向も見られるということで、コロナの影響もあったかなと思うのですが、地元志向も若干見られるというような状況だそうであります。

地域経済の活性化や人口減少の抑制のため、若者の流出防止には最善を尽くすことが重要ではないでしょうか。

町は、第2期の芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、元気なまちづくりに頑張っているところでございます。そういった中でありますけれども必要な人材の確保のために、さらなる施策が必要なのではないかと考えます。

とりわけ、奨学金返済支援制度は若者流出防止の有効な施策の1つであると考えられます。その導入について検討すべきではないかと考え、伺ってまいります。

要旨1、地方における若者の流出防止についてであります。

芦屋町が目指す将来像は、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」と記載されており、あらゆる分野での人材の確保の必要性が示されています。

それでは始めにうたっておりますけども、人材の発掘・育成の展望をどう見ているのか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

人材の発掘・育成の状況でございますが、人口減少と高齢化が進行する当町におきましては、あらゆる分野におきまして、担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっております。このため、第6次芦屋町総合振興計画におきまして、町の将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」と定め、人材の発掘・育成のための取組などを進めている状況でございます。

具体的には、関係団体や関係機関などと連携した情報発信、相談や学習機会の提供などを行っております。

また、令和6年6月定例会におきまして、松岡議員からの一般質問で答弁をさせていただきましたが、人材育成の一助となるよう、近年、活用されていなかった人材育成事業補助金の交付審査基準を令和6年4月に改正したところでございます。

この見直しにより、実際に申請をされた団体や本助成金を活用したいという問い合わせをいただいている状況もあり、一定の成果があったものと考えております。

しかしながら、あらゆる分野において、担い手の確保・次世代への継承が喫緊の課題となっておる状況には依然変わりはございませんので、人材の発掘・育成の取組を継続的に行っていくかな

ければならないと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町にとって重要な課題であります、この人材の確保、発掘・育成について頑張るという打ち出しでございますけれども、今、課長からの答弁でございましたように、いろんな取組を行っているかと思うんですけど、なかなか人材を確保すると、並大抵の努力ではいかないだろうと思えますし、これは短期間でできることじゃないので、長期間、地道に施策をやっていかなければ、人材の確保はままならないと思います。

私は、今いろんな取組をやってもらっている中でありますけれども、ここ現有の町におられる方の人材の発掘・育成を目指してやっているわけですけど、なかなか成果も出てこないのも、1つの施策として中にいる人材が外に出ていくことを防ぐ必要があるんじゃないかと思うんですけども、そういった施策が必要だと考えるわけです。この点はいかがですかね。流出防止をするための施策の必要性についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

我が国におきましては、少子高齢化により、人口減少が急速に進行しておりまして、東京圏への一極集中の傾向が継続している状況でございます。

特に若者層を中心として、東京圏に人口が流出していることなどにより、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しており、当町におきましても同様な状況であると認識をしております。

人口減少につきましては、東京一極集中の是正という我が国全体の構造的な課題であり、当町だけでは解決が難しい問題ではありますが、当然ながら当町におきましても、若者人材の流出防止は必要と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ここで確認させていただきますけれども、町として、この若者流出防止の施策の重要性と、また、現在の町で行っていますそういった定住を図る、また人材を確保するという施策を多くやっ

るんですけども、その実施状況をどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

若者流出の防止の意義は、主に3つと考えております。

1つ目は、地方の少子高齢化や過疎化の防止でございます。若者が地域から流出すれば、人口減少が進み、高齢化が加速いたします。これにより、地域の社会基盤やサービスの維持が難しくなり、過疎化が進行してまいります。

2つ目は、人材の確保でございます。地域経済を支える労働力の多くは若年層に依存しており、若者の流出により、地元企業の成長が阻まれ、地域経済が停滞する可能性があります。また、若者の流出により、地元の文化や伝統を受け継ぐ人材が不足し、地域独自の魅力やアイデンティティーが失われる可能性があります。

3つ目は、地域間格差の是正でございます。若者の流出が続くと、地方と都市部との間で人口や経済活動の偏りが拡大し、地域間格差が深刻化してしまうことでございます。

次に、町の施策の実施状況でございますが、第6次芦屋町総合振興計画の理念の下、第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、取組を進めている状況でございます。

特にこの計画の中の政策目標Ⅲ、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくるでは、妊娠期から出産までの支援充実、新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助制度の推進、通学費補助などの施策に基づきまして、相談支援体制の構築や各種補助金による子育て世帯の経済的負担の軽減等に取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

まず流出防止関係ですけども、今、意義についてお話いただきましたけど、大きいところはやはり人材の流出に伴っている現象の抑制につながるという点かと思えますし、また若者がいるということで地域の活性化も図れるという大きな意義もございますけど、それ以外も若い方がここにとどまってくれるという効果はそれだけじゃなくして、間接的にはそれ以外にも大きなものがあるんじゃないかと私は考えております。

1つは今、社会的なつながりの強化ですけど、こういう若者が地域に根づくこと、地域コミュニティの結束が強まったりとか。それから社会的なつながりが深まって、地域の安全性や生活

の質が向上するというようなことも期待はできます。

また、教育と人材育成の中で、こういった地元で教育を受けた者がいるということで、逆にその若者たちが活動することによって、現在地域におられる方の啓発にもつながりますし、質が向上をします。そういったメリットも出てくるかと思うんですよね。

そういうことで、この若者の流出については真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと、今回質問させてもらっております。

なお、現在いろんな形で町を挙げて、人材の確保に努めてもらっておりますので、振興計画に基づいてやっているところだと思いますけれども、今回、それだけじゃなくしてこういった流出防止の施策についても、考慮していただければいいんじゃないかなと私は考えますので、検討していただきたいと思います。

なお、国のほうも地方のほうに人材を確保しようじゃないかという動きは見られます。

実は、内閣府から各自治体のほうに通知文書が出されているわけですけど、非常に効果があるか分からないんですが、内閣府が出しております「東京の大学生のみなさんへ」という形で通知文書が出されております。

内容は、今年度卒業年度の6月1日以降に実施される東京圏外の企業の採用活動、就職ですね。面接を受けに行くと、そのときの交通費を補助しますというような内容なんですね。これ大したことないかなと思ったりもするんですが、若者たちにとっては一部経済的負担が若干、軽減されると。

しかしながら、7年度については、この若者が地元に戻るUターンですよ。UIJのUターンですけど、その際の移動費を補助しようじゃないかという動きも、7年度で計画されているようなことが通知されています。

そういった通知文書がもう届いているかと思うんですけども、我が町はこういった場合に、申請をされるのかどうか、参加状況どうなっているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

当町におきましては、先ほど松岡議員から事業の説明がございましたが、地方就職学生支援事業という名称になりますが、この事業は実施しておりません。

また繰り返しの説明になるかもしれませんが、この地方就職学生支援事業の内容でございますが、本事業は、都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される東京圏外の企業の採用活動に参加するための交通費に対し、2万2,00

0円を上限に支給するといったものでございます。

また、これも説明がありましたが、令和7年度からはこの交通費支援を受けた学生が、実際に地方に移住する際にかかった引っ越し費用に対しても支援される予定となっております。

芦屋町が本事業を実施してない理由でございますが、本事業を実施するためには2つの要件がございます。

1つ目は、移住支援事業を実施していること。

2つ目は、地方公共団体ごとに定める一定の要件、具体的には域内に一定期間居住、特定の業種に一定期間就業などといった要件でございますが、この要件を満たす者に対し、奨学金の返還を支援する取組を行っている必要がございます。

当町におきましては、移住支援事業は実施しておりますが、奨学金の返還を支援する取組を行っておりませんので、現状としては実施できないことが、実施してない理由の主なものといったことでございます。

なお、本事業につきましては、県内では宗像市のみが実施している状況でございますが、11月時点で申請された方はいないと伺っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

利用していないということでもありますけども、通知文書は届いているかなと思うので今、紹介があったとおりですが、国の事業ですのでこの程度かなと思われる点もあるんですが、学生としてみれば、若干の経済的な負担軽減も図れる、または地元に戻りたいというような心積もりの人にとってはありがたい制度じゃないかと思うんですが、町としては利用価値もあまりないのかな、要件も厳しいねという話で、受けていないところも非常に多いかと思えます。

今、答弁にございましたように宗像市程度かなと。筑後もあったみたいですけども、今のところ参加要請はしていない状況でありますけども、この通知文書を見ますと、実は福岡県とかそういったところは少ないですが、長崎県を見ますと、もうほとんどの自治体が手を挙げている状況にあります。熊本県でも数件見られると。条件によってかなり違うかなと思うのですが、やはり国がこういった政策をやっている中で、福岡県が賛同しない、またそういったものに関して町としても理解を示さないというのはどうかと。

町としても、この国が計画している事業に関して参画できる環境の整備は私はやったほうがいいんじゃないかと思うわけです。

そういう面からすると、その要件に満たさないというところもあるんですが、それに対する努

力もしなければならぬんじゃないかなと私は考えます。

そういった中で我が町に対する若者たちの印象も違うでしょうし、地元がよく頑張ってくれて、こういうことをやってくれているのだなということも言えるんじゃないかと思います。

それでは、要旨2に移りますけども、町の奨学金返済支援制度、先ほど要件を満たさないということで、ないとお伺いしましたけれども、この奨学金返済支援制度ですけど、地方で暮らす若者を対象に、大学などに在学中に貸与された奨学金の返済、自治体などが支援をする制度のことです。自治体ごとに一定の要件が定められて、それを満たす者に対して奨学金返済を支援している取組でございます。

データとしてはちょっと古くなるかもしれませんが、令和5年の6月1日現在で、42都道府県、717市区町村でこれを導入して取り組んでおります。

12月5日の公明新聞の記事でありますけど、この支援制度ですけども、茨城県の東海村は本年度から若者奨学金の返済額を補助する支援事業を実施していると。経済的負担を軽減し、若者の村への定住、就業促進が狙いでありますと。補助対象は村内に住む30歳未満で、村または県の奨学金、日本学生支援機構の第一種奨学金を返済中の人、医療・介護・福祉の国家資格を有している場合などには上乘せの支援をやりますというような支援制度の話です。

こういった制度を設けていると思うんですけど、町はこの制度の意義については、どのように考えられるでしょうか。お伺いたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

奨学金返済支援制度の意義につきましては、主に2つあると考えております。

1点目は、経済的負担の軽減でございます。奨学金を借りる際に、返済の不安を感じる学生も少なくありません。このため、奨学金返還の支援を行うことで、経済的な理由で進学を諦める学生を減らすとともに、奨学金を利用した学生が卒業後に返済の負担を理由に、キャリア選択や生活設計を制限されることを防ぐことで、安心して自己実現に取り組める環境を提供することができます。

2点目は、人材の確保でございます。特に自治体が行う場合、地域内で働くことを条件に返還支援を行うという条件が付されることが一般的でございます。若者の人材を確保し、地域活動への参加や地域社会の発展に貢献してもらおう。また、地域産業や公共サービスを支える人材の育成・維持や医療・教育・福祉分野など、社会的ニーズが高い分野での人材不足を補うことを目的に、該当分野での就業を支援の条件にすることで、必要とされる人材の確保ができます。

これらの意義により、実施されているものと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

意義については、他の自治体ではそのように考えてやっているんじゃないかと考えるわけですが、町の見解として、この制度に関して、意義として、人材確保のためにつながるということで理解しているということによろしいですか。認識しているということによろしいですかね。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

そのように認識はしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは県内でも多くの自治体、多くはないかもしれませんが導入している自治体がありますけども、その自治体についての把握はされていますでしょうか。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

県内の奨学金返済支援制度の導入状況についてでございますが、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局から、地方公共団体における奨学金返還支援取組状況についてという資料が公表をされております。

この資料は令和5年6月1日時点での取組状況をまとめたものでございますが、この資料によれば、県内では奨学金返還支援の取組を実施していると回答した自治体は、福岡市、北九州市など19市町村となっております。

なお、県内における最新の取組状況を全て把握できているわけではございませんが、先ほど御説明しました19市町村以外にも、筑後市、宗像市などが新たに取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

徐々に増えつつあるかなと思うのでありますが、それで先ほどからいろいろ伺ってきた中で、1つは我が町について、人材の確保は厳しい状況が続く中で、そういったことも追加の施策として取り入れてもらったら、少しでも歯止めがかかるのかなと私は思うんですね。やはり1人でも2人でも、そういった人材が育ってもらって、我が町に居座ってくれたら、居てくれたらいいのにな。これは皆さん、町民の皆さんの声から伺った中でもそういうことはよく聞き取れますし、いろんなイベントに参加させていただいたときに、もう私たちは支えきらんよねっていう話はよく皆さんもお聞きになるかと思うんですね。

そういうことで町は第6次芦屋町総合振興計画、将来にわたって町が栄えていく仕組みづくりのために人材は重要だということで頑張ってもらっているかと思うんですね。

だからそういう観点からすれば、少しでも何らかの形で確保できる取組は本当に頑張らないと、これは大変なことになると思うんですね。

先般、社協の中でも、老人クラブの方が芋掘りの支援をやっておられるんですけど、ぼちぼち夏は土の掘り返しとかあんなのもなかなか難しいとかお話を聞いたら、そうやね、私も72歳になりますけど、やはりちょっと行かないけんねと思ったりもするんですが、若い人たちがおたらねとつくづく思うわけですね。

そういうことで、何らかの形で食い止める施策が必要じゃないかと思うんですけど。

これについて奨学金の支援制度がどのくらいの効果を生むか分かりません。でも取り組んだほうが私はいいと思うんですね。これについての見解をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

奨学金返済支援制度につきましては、現時点では導入の予定はございません。

しかしながら、近年若者の定住支援や地域産業の人材確保等を目的に、制度を導入する自治体も一定数あることから、制度導入の効果、それから公平性、他の施策との優先順位等を含めて、調査研究を行う必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

検討をお願いしまして、いい方向に行くように、また芦屋町が栄えるように、人の確保をしっかりとお願いしたいと思います。

それでは件名3、通学路の安全の確保についてでございます。

通学時の安全確保のための要件の1つとして、通学路の環境整備が挙げられます。

通学路については、最良の状態を維持して不安全な要素がある場合には、速やかにこれについて改善を図る必要があります。

私は令和3年の第2回定例会についても、質問させてもらいました。その際、当時は都市整備課のほうは山下課長でしたけども、るる説明していただきまして、しっかりやっておられると。

当時はちょうど子供たちの通学路に車が突っ込んで、もう本当に悲惨な事故が起きたという中で、そういったものを防いでいかないと子供たちの通学に対する安全が保てないとお伺いしましたけど、町のほうはしっかり取り組んでいるということでありましたので、それはそれでよかったわけですけども、改めて今回お伺いする件は自分が通学についての要望したこともございまして、それも含めてお伺いしたい点で質問させていただきます。

要旨1ですけれども、通学路の管理状況についてです。

まず、通学路の維持管理については、どう行われているかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町では、学校、教育委員会のほか、警察などの関係機関と連携を図って取り組む体制などを定めた通学路交通安全プログラムがございまして、このプログラムに基づき適切に対応しています。

各学校では、児童生徒の通学中の事故を防止するため、交通事情等を的確に把握し、児童生徒の通学路として適切な道路を通学路として指定しています。

通学路は、学校や地域の方などから寄せられた情報に基づき、あらかじめ注意を要する箇所について、環境住宅課や都市整備課及び学校教育課の職員のほか、場所により、折尾警察署や県土整備事務所の職員なども加わり、合同での目視確認を行い、常に安全確認に努めています。

点検の結果、危険箇所及びその対策内容については、町のホームページで公開しているところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町のホームページで確認させてもらいまして、通学路の交通安全プログラムがあるということで、しっかりと取り組んでおられるかと思えます。

それでは、通学路の現在の整備状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

過去5年間、令和2年度から令和6年度に実施しました通学路に係る道路の整備状況について御説明させていただきますと、件数が11件、総額約8,000万円の整備を実施しております。

11件、8,000万円ですね。

主な工事を2点ほど御紹介しますと、令和2年度に実施しました交通安全対策工事になりますが、町内主要交差点6か所におきまして、交差点で待機する児童の保護対策を目的とした車両の歩道乗り上げ防止対策としまして、車止め91本、こちらの設置を実施しております。

続きまして、令和2年から5年度にかけました工事で側溝整備工事、これ高浜1号線になりますが、西川沿いの町道に設置してあります側溝蓋が経年劣化により破損・ひび割れなどが発生しており、児童の通学の際につまずき、それから転倒するおそれがあったことから、4か年にわたる側溝整備工事を実施しております。

このほかにも道路改良工事や点字ブロックの設置工事などを実施しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

都市整備課のほうから御回答いただきまして、これでしっかりと整備はされているということで、連携も図れているのかなと考えます。

それでは、安全管理体制は機能しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校または教育委員会に対し、通学路に関する御意見・御要望があった場合は速やかに巡回パトロールを実施し、実態の把握を行います。

児童生徒の登下校時間帯で大雨が予想される場合は、学校の教職員が通学路の巡回をするほか、

学校教育課の職員が冠水しやすい場所などへ立哨し、児童生徒をほかの道路へ誘導することもあります。

先ほど答弁した内容と重複する部分もございますが、学校による通学路の定期的な点検及び巡回パトロールにおいて、児童生徒の通学時の安全確保が困難と思われる場合は、通学路交通安全プログラムに基づきまして、道路管理者、教育委員会、PTA、警察など関係機関と連携し、検討を行い、改善策を検討します。

さらに、通学路に該当する自治区長などとの協議の上、実施計画を立てます。

このように、通学路の安全管理体制は機能しているものと認識しています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

安全管理体制についても問題ないということございましたので、安心できる状況にあるのかなと思います。

それでは、要旨の2に移りますけど、最近の通学路の改善措置、どういったことがあったのか伺いたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

最近通学路で改善された例について、御紹介させていただくことで答弁いたします。

県道水巻芦屋線の大君交差点付近で、街路樹を撤去した跡がそのまま、歩行者の通行の際、危険と思われる箇所が見つかりました。

学校教育課より、県土整備事務所へ改善をお願いしましたところ、県土整備事務所において当該箇所にガードパイプを設置していただき、歩行者の安全性が向上したという事例がございます。

また、同様の事例といたしましては、芦屋橋西詰めから旧遠賀信用金庫芦屋支店までの区間で、過去に行った舗装工事などにより、グリーンベルトが不鮮明となっている箇所がありましたので、これも道路標示を明確にさせていただくように依頼をした事例もございます。

これにつきましても、今年度中には仕上がるということで伺っております。

通学路は一般道路を使用しているため、改善すべき箇所を発見した際には、当該道路の管理者へ改善をお願いするということが基本的な対応となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

改善も図られているということでもあります。

次に移りますけども、実は私も通学路の整備について、今、町のほうに改善要望ということでお願いしております。

その件についてお伺いしますが、もうかれこれ2年ぐらいになるのですが、内容は芦屋小学校の出口から出まして、中学校のほうに抜ける道路の歩道ですが、実は芦屋中学校の周辺もそうなのですが、非常にいい整備がされているんですけど表面がツルツルすると、れんが造りみたいな感じの塗装の着いている物ですが、住民の方から——、雨降りのときです、高齢者の方が滑って転んだりすることもあるということで、子供たちも通学路を使っていて、転んで非常に危ないと。どうにか滑らないようにできないかと相談に行きました。

早速、都市整備課のほうに行きますと、担当者の方が検討しますということでやってもらっているのですが、それから中学校の周りもそういった状況にあるということで、この前の防災訓練のときも皆さん歩かれていましたけど、天気が悪いときとか防災のそういった被災しているような状況の中で通行の場合は、中央公民館なんか行ったりする場合がありますけど、滑る、逆に転んで被害を被るというようなこともあるかと思うのですが、この整備改善要望に関しての取組について回答をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えします。

芦屋小学校の通学路につきましては、インターロッキングブロック舗装の歩道が、こちらが経年劣化によりまして滑りやすくなっていることから、令和5年度より滑り止めプライマー塗布による安全対策工事を順次、実施しておるところでございます。

本対策工事につきましては、令和7年度に完了する見込みとなっております。

もう1つ、芦屋中学校の周りの通学路につきましては、芦屋中学校外周周りのカラー舗装、この歩道が経年劣化により、一部滑りやすい状況となっていることから、歩道部のアスファルト舗装の打ち換えによる安全対策工事を計画しておるところでございます。

本対策工事につきましては、令和7年度から令和8年度にかけての2か年で実施する予定としております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この整備に関しては今、答弁がございましたように、しっかりと計画を作ってやっていただいているところでありますので、それは理解できるんですけども、予算についても必要なこういった整備をする上での予算取得がどうしても必要になりますので、これは当初からあったわけじゃないので、そういった状況の中で、次の年度の予算の中で組み込んでもらって、計画的な整備が図られているかと思うのですが、私はここで申し上げるのは、子供たちの安全とかそういった安全に関わるものに関しては、財政処置を行ってゆっくりやっていけばいいというのじゃなくして、緊急性が高いものに関しては迅速な対応が求められますので、こういった点につきましては、何らかの形で早めの迅速な対応をお願いできないかなと思うわけですね。

そういうことで職員の皆さんは真摯に取り組んでくれています。そういうことは感謝申し上げますけども、緊急性とかそういったものに関しては、町全体のほうで対策を講じていただきまして、子供たちが安全に通学路を歩行できるようにしていただきたいと思うんですけど、迅速な対応についてのお考えについては何かございましたら、答弁お願いできないでしょうか。

○議長 内海 猛年君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

児童生徒の安全安心に関わる部分ですので、可能な限り速やかに対応できるよう、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後ともしっかりとその辺りの整備をお願いしまして、私の一般質問これをもって終わります。どうもありがとうございました。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

なお、11時10分より再開いたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時57分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田です。一般質問通告書に沿ってお尋ねします。

件名、芦屋町の安全・安心対策について。

要旨、芦屋町の安全・安心なまちづくり対策によって、地域住民が安心して過ごせる日々が守られており、今後もさらに安全・安心な町となることを私は願っています。

そのようなまちづくりについて、町民の皆様との会話の中から、気になる安全対策の現状を知りました。そこで住んでよかったまちづくりの一環となるよう、次のことについてお尋ねします。

小学生や中学生の通学路のあいさつ運動や交通指導は、子供たちの安全を確保し、地域社会との交流を深める活動として重要な役割を果たしています。しかしながら、現状には様々な課題があり、今後のことについて考えていく必要があるかと思えます。

そこで、小学生・中学生の登校時と下校時の通学時間帯の地域の見守り活動について、次のことをお尋ねします。

登校時や下校時に地域の方が、児童生徒が行き交う道路や交差点で挨拶や横断歩道の通行の手助けが実施されています。そこで、町がこの時間帯に行っている指導や安全対策にはどのようなものがあるのか。また、どこの団体が行っているのかについてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、児童生徒の登下校時の道路や交差点等における指導や実施団体などについてお答えいたします。

生涯学習課が地域の皆さんと連携して行っている活動に、芦屋町における青少年の健全育成と校区コミュニティ醸成を図ることを目的に、芦屋町に居住する全ての人及び青少年に関係する機関や団体などで組織された社会教育団体、芦屋町青少年健全育成町民会議による、月2回の統一街頭啓発日に実施されるあいさつ運動があります。

これは自治区や各種団体、学校、町民会議の下部組織で、3小学校区に設置された小学校区青少年健全育成会議のみまもり隊、また個人ボランティアの皆さんなどが児童生徒の登校時に通学路に立って、声かけや横断歩道通行時の旗振りによる安全確保を行ったり、町民会議の役員や芦屋町自治防犯組合の皆さんが通学路で車両パトロール活動を行ったりしています。

また、日々の登下校時には、小学校区青少年健全育成会議のみまもり隊や、個人ボランティア

などの地域の皆さんによる見守り活動もあります。

このほかにも下校時に、芦屋町自治防犯組合の皆さんによる青色回転パトロール車による巡回や、町と交通安全推進協議会・交通安全協会が春と秋の年2回に行う、交通安全芦屋町民運動での早朝街頭指導があります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

1年間を通しまして、十分な安全対策が行われていることがよく分かります。様々な安全対策を行っておられる町民の方々には感謝するところであります。

あいさつ運動には、社会性の育成や地域とのつながり強化などの効果があると思われませんが、このことについてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

一般にあいさつ運動とは、地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築くために、子供同士だけではなく、地域の大人が率先して出会った人々に声をかける運動とも言われており、多くの地域で実践されております。

子供たちは相手から返礼、挨拶を返されることで、自分が認められたと感じることができ、また自分から挨拶を率先して行うことで、積極性や主体性を育むことにもつながります。

あいさつ運動は地域の皆さんや子供たちがお互いの顔を覚えることから始まり、お互いの心の距離を縮め、親近感や信頼感、連帯感を持つきっかけとなり、本田議員御指摘のとおり、社会性の育成や地域とのつながりが強化される効果があると考えております。

また、近隣や知人との間だけではなく、地域内で接する人たちに幅広く声をかけることで、犯罪を未然に防ぐ効果もあると言われております。

より多くの方々にこのあいさつ運動に関わっていただくことで、地域の輪が広がり、子供たちが健やかに成長できるよう、皆様の御理解・御協力をいただきたいと願っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

朝の通学の時間帯には、大きな声を出す子供やそうでない子供もいるのは、私は理解している

んですけれども、子供も朝起きた時間がそれぞれ様々だと思いますので、まだ、はっきりと目が覚めてない子供もいるのではないかと考えております。

そういった小学生や中学生は判断力や注意力が十分でない場合があります。特に道路横断中や信号が変わりかけたときに、駆け込んで横断する児童生徒も見受けられます。

小学校・中学校ではどのような指導をされているのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

基本的には文部科学省が発行している『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』に基づき、指導を行っていますが、交通安全指導の部分において、町内の小中学校へ確認した内容に基づき、お答えいたします。

小学校では、校内で実施しているものとして、1学期の初めに学級活動の中で、横断歩道の渡り方などの交通ルールについての指導を行っています。また帰りの会で、下校の仕方についての指導を行っているとのことです。

また、折尾警察署の警察官や自動車学校の職員などをお招きして、交通安全に関する指導も行っています。

中学校では、外部講師をお招きして指導することはありませんが、全校集会において、全生徒に対して交通安全に関する指導を行っており、各学級においても同様の指導を行っているとのことです。11月は自転車での通行について、並走、並んで走行しないことなどの指導をされたと同っています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

小学校では1学期の初めに、学級活動の中で横断歩道の渡り方や交通ルールについての指導をされているとのことですが、年間を通して2学期や3学期といった学期の節目には同様の指導をされたほうがいいのではないかと考えております。特に低学年の児童には必要ではないかと考えております。

平素、交差点において、児童生徒の見守り活動をしている際に、信号の変わり際に急発進をして行く車やバイクを見かけることもあります。

特に中学生については、自転車での通学をしている生徒もおり、行き交う車やバイク等に対する安全対策について、歩行者より危険な場面があるかと考えております。

このような危険リスクに対してどのような指導が行われているのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

中学校へ確認した内容に基づき、お答えいたします。

学級や全校集会での指導を行っているほか、自転車通学をしている生徒を対象に、1学期の初めに、自転車の乗り方や交通ルールなどについての集団指導を行っているとのこと。

また、地域の方などから中学校へ通学に対しての指摘を受けた場合は、改めて生徒に対して指導を行っているとのこと。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自転車指導も1学期の初めに集団指導されているということですが、こちらの指導も年間を通して2学期や3学期といった、学期の節目には同様の指導されたほうがいいのではないかと考えております。

次に、あいさつ運動と交通指導では内容が随分変わってくるかとは思われますが、通学時の内容はあいさつ運動と交通指導を含むものと考えております。

そこで、交通関係機関の安全対策の講習会を、小中学校で受講することも必要ではないかと思うのですが、現在の小学校の自転車乗り講習会や安全対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小学校へ確認したところですが、3小学校とも、先ほど触れました外部講師をお招きしたときに行う交通安全指導の中で、自転車の運転に関する指導も併せて行っているとのこと。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、答弁いただきました。自転車の安全指導によって、安全運転ができることを願うところがあります。

車やバイクに自転車と歩行者が行き交う町内での交差点での安全対策には、地域の大人の協力が不可欠なわけでありますけれども、町内全体を見回して、大人の参加者の不足から、交差点の交通指導員が不足している場所があるのではないかと思っているところです。

特に交通量が多い交差点では、安全確保のために、もっと多くの指導員が必要ではないかと思っているところではありますが、どのような対応をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

生涯学習課が地域の皆さんと連携して行っている登下校時の児童生徒の見守り活動は、先ほど申し上げましたが、町民会議の下部組織で関係団体から選出された委員の皆さんで組織する小学校区青少年健全育成会議が中心となって行っているみまもり隊活動ということになります。

こちらは平成18年度の発足以来、多くの地域の皆さんがこのみまもり隊員登録を行い、活動を行っていただいております。

この活動は、割当てとか強制されているものではなく、地域の皆さんの善意によって支えられ、それぞれができる範囲での活動協力をお願いされているものです。

見守り活動は、各校区育成会議が自治区の回覧や町民会議構成団体などへの協力依頼を通じて、参加への声かけを行っていて、毎年このみまもり隊員の登録更新などの確認を行っていらっしゃいますが、以前に比べると登録者は減少しているのが現状です。

見守り活動の充実は、地域の皆様の御協力なしには、成し難いと考えております。

みまもり隊員による対応の充実を図るためにも、町民会議及び各校区育成会議の皆さんとの協議が必要であると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

多くの町民の方に、安全見守りが広がることを願うところではありますが、安全対策を考える中で、安全対策を協議するときには、実際に交差点や通学路で見守りや交通指導されている地域の方との情報交換が重要かと思っております。学校と地域の方との情報交換や、あるいは役場の関係部署との情報交換が重要かと思っております。今までにそのような情報交換の会議が開催されたことがあるのでしょうか。

また開催がなかったのであれば、今後、開催について検討してみたいかと思っておりますが、このことについてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

例えば、不審者などの情報が教育委員会に寄せられた際には、学校や地域の関係団体、役場の関係部署などへ情報提供がされて、各団体によるパトロールなど、見守り活動を実施するほか、町ホームページへの掲載や町のLINEによる配信を行い、広く周知を図っております。

このようなことと同様に、各種団体間で、交通安全に関しても情報共有を図ったり、また各団体内部でも、情報共有が図られていると推察いたしますが、本田議員が御指摘のような、関係団体間で情報交換を行う会議については、開催されたことはないのではないかと考えております。

今後、情報交換の場を設けることについては、その手法や対象範囲を含め、学校や、町民会議など関わりのある地域団体、交通安全を所管する環境住宅課などとの意向を確認して判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひ、御検討いただきたいと思っております。

それでは次に移ります。

2番目として、地域の防犯体制の強化につながる地域の目であり、地域防犯の要となる町民による見守り巡回警備についてお尋ねします。

見守り巡回警備と聞いて1番に思い出されることは、地域自治区の夜間巡回かと思えます。

自治区は地域コミュニティの中で重要な役割を担い、住民の交流や安全確保、生活環境の向上を目的として活動をされています。

その中でも、夜間巡回は地域の安全を守るための基本的かつ重要な活動の1つとして位置づけられております。犯罪の抑止や住民の安心感を提供するために欠かせないものであり、また地域内でのつながりを深める機会にもなっています。少子高齢化の進行や地域住民の活動参加の低下など様々な課題を抱えております。

ここ最近、テレビや新聞、インターネット等のニュース記事からは物騒な事件が見受けられます。高齢者宅を狙った空き巣や押し込み強盗など、地域の監視の目が薄らいでいっているものが感じられます。中には事件を起こす前に地域住民から声かけをされたことで、未然に防止ができた例も報道されておりました。

これは新聞記事からの内容となりますが、近年首都圏を中心に相次ぐ強盗事件を受け、地域の

防犯体制を強化する動きが広がっています。中でも抑止力として見直されているのが地域の、人の目であります。住民が立ち上がる中、警察や行政による支援の動きも始まっています。

このように、安心安全なまちは再生できるのかと投げかけられた記事が新聞に記載されていました。

またほかにも、千葉縣市川市や東京都葛飾区の住宅街では、強盗致傷事件が発生したことで、住民の安心のため、防犯パトロールは毎週続けていきたいと地域の方が語られておられます。あるいは僅かな外出でも必ず戸締まり、近隣の方々での見守り、情報交換も活発にと防犯チラシの回覧を実施されております。

このような地域の目が犯罪を未然に防止できた例は、ほかにも掲載があります。

住民の窓ガラスを金づちで割って侵入しようとした男を近隣住民が発見し、住民に詰められ事件への関与を認めた例もあったようです。また山口県の光市では、住宅街にいた不審な3人を不審に思った警察官が職務質問した結果、強盗の機会をうかがっていたことが判明したと報道されております。

一連の事件を調べている捜査幹部は、防犯カメラの設置も大切だけれども、地域の人目の重要性を実感していると語られております。そのような中、地域ぐるみの防犯活動は、戦後最悪の刑法犯認知件数285万件を記録した2002年以降に広がりを見せております。

警視庁によると、防犯ボランティアは2003年の3,056団体の約18万人から、2016年には4万8,160団体、約273万人に広がりを見せております。

政府も今後は街頭の防犯カメラや防犯性能の高いドアの設置のほか、ボランティアによる防犯パトロール車、青パトの活動への支援を進めていく方針のようです。

しかしながら、ボランティアは、高齢化と人手不足が課題となっているようです。

また、犯罪心理学の准教授によると、犯罪者は人の目を嫌がる。そこで犬の散歩やウォーキングの際に、塀で死角となっている場所などに目を光らせたり、御近所の人との立ち話をして不審者の情報を共有したりと、個人でできる対策をとってほしいと話されています。特に日没後の夜間巡回は、地域の安全が守られている取組かと思っております。

ここで、割れ窓理論というものを紹介させていただきますが、割れ窓理論とは、1枚の割れた窓ガラスをそのままにしておくと、さらに割られる窓ガラスが増え、いずれ町全体が荒廃してしまうという、アメリカの犯罪学者が提唱した理論のことです。

建物の窓が壊れているのに放置すると、誰も注意を払っていないという象徴となり、割れた窓をすぐに修理すればほかの窓が割られる確率が低くなるといった理論であります。

身近なところで、ごみが散乱しているところにごみが増えても気にならない方でも、きれいに片づけた場所ではごみが気になるかと思っております。

地域が荒廃しないためにも、また地域の人との交流を図る意味からも、地域の夜間巡回が必要なものと考えます。

そこで、芦屋町ではどのような団体が防犯パトロールの活動をされているのかについて、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町では、町内の全自治区30区の区長で構成されている、自治防犯組合による防犯パトロールを行っています。

また、不審者情報等が入った際には、速やかに青パト2台を使用して、環境住宅課職員による当該箇所の巡回を実施したり、自治防犯組合による不定期な青パト巡回を実施したりしております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

夜間巡回は犯罪の抑制や特に、これからの冬場は火災発生の抑止にも一役担っているかと思っております。

20年近く前のことではありますが、お隣の岡垣町では大人と子供が一緒になって拍子木を鳴らしながら、「火の用心、かちかち、火の用心、かちかち、焼き肉焼いても家焼くな」と、懐かしいCMのメッセージであります。そのような言葉を発しながら御近所巡回をされておられました。

そのときに地域の方に聞いたお話では、地域の顔なじみの顔や声があることで安心感がありますと、このような夜間巡回は地域住民の交流、犯罪や火災の防止など、多方面で有効に活かされている施策と思っておりますとおっしゃってありました。

そのことについてどのようなお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

若い世代や子供たちと一緒に夜間巡回は、大変意義深い取組であると考えます。芦屋町でもそのように一工夫された取組ができればよいと考えます。

芦屋町で毎月実施している防犯パトロール参加者は、高齢者が大多数を占めている現状です。

自治区活動に若い世代が参加されるよう、また、次の世代へ防犯パトロールを継承できるよう、各区長へ区内での啓発をお願いするとともに、広報あしや等を利用した周知に努めてまいりたいと考えます。

ただ、まずは自治区活動に若い世代が参加されるよう、区長会や各自治区内で協議・検討を重ねて、地道な努力を積み重ねていくことが肝要であると考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしましたように、いかに若い世代の参加を促していくことが肝要であるとともに、難しいことでもあるかと思えます。

そのようなことから、人的なものだけではなくて、防犯機器の活用も大きな効果があると思われます。

最近の防犯カメラや防犯街灯の設備を整えることについて、住民の方から設置要望が芦屋町のほうに声が上がってきているかと思えますが、どのような声があったのかについてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、防犯カメラについてですが、芦屋町では住民に対して防犯カメラの設置補助を行っています。

設置される動機としては、家の前に犬のふんをされる、たばこのポイ捨てをされるなどの声がありました。設置後の声としましては、設置後からは犬のふんが減った、たばこのポイ捨てが減ったなどがございました。

これらのことから、防犯カメラの設置及び補助金の交付は有効な施策であると考えております。

次に、防犯街灯についてですが、防犯街灯の新設は、自治区長から地域要望書が提出され、芦屋町防犯街灯設置基準の条件を満たしてあれば、設置となります。

設置要望の理由ですが、子供の下校時、通学路に暗いところがある、暗い通りがあるなどがございました。設置後の声としましては、要望箇所が明るくなって不安が解消された、通りの怖さがなくなり、安心しました、などがございました。

これらのことから、防犯街灯の新設も有効な施策であると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、課長が答弁されました防犯街灯の新設については、今後も関係部署と協議しながら、安全対策の強化を図っていただきたいと思うところであります。

そのような中であって、自治区の夜間巡回には多くの効果がある一方で、課題もあるかと思っております。

その課題解決についてお尋ねします。

まずは住民の高齢化と参加者の参加状況ではないかと思っております。

自治区の加入率が低下する中で、夜間巡回を行う人員の不足が考えられるかと思っております。

また、夜間の巡回は暗い時間帯に外を歩くため、体力的に負担が、高齢者世代には大きな負担になってくるとも考えられ、巡回回数の減少や巡回の質の低下も考えられると思っておりますが、このような状況に対してどのような対応策を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

若い世代の自治区への加入促進、自治区離れ防止が重要であると考えます。また、自治区加入率が低下している理由の1つとして、役員・組長の負担が大きいと考えられます。このため、現在、組長の負担を減らすには、をテーマに、毎月開催されている区長会で協議を行っています。

また、先ほどお話ししたように、若い世代へのアプローチや啓発も大切であると考えます。

なお、夜間巡回が体力的に大きな負担になる場合は、徒歩ではなく、車に乗って実施している自治区もあったと認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治区の夜間巡回は、地域住民の協力に基づいて実施されているものであり、警備会社や警察のようなプロの警備体制とは大きく異なっています。

万が一犯罪が発生した場合は、自治区夜間巡回だけでは十分に対応できないことがあると思っております。あくまでも防犯活動の補助的な役割としての位置づけであるかと思っておりますが、そこで警察との連携強化が必要になってくると思っておりますが、どのような連携強化取組をされているのか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

もし、犯罪行為を発見した場合は危険なため、自治区役員で対処せず、速やかに110番通報するよう、常々お願いをしております。

そして、警察の連携強化取組ですが、毎月の夜間巡回時に、折尾署の警察官を毎回派遣していただける関係ですので、連携はとれていると認識しております。

加えて、年間行事の地域安全運動や歳末防犯パトロール出陣式などでも、警察との連携強化の取組を実施しています。また、芦屋交番連絡協議会での意見交換なども行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今の課長の答弁から、しっかりと連携がとれていることが分かり、とても安心しております。

次にこのような地域夜間巡回は、地域の交流を深めリーダーを育成することに関してもよい施策だと思っております。自治区の活動を支えるためには、若年層の参加を促進することが必要になってくるかと思えます。

若年層の参加促進を進めていくには、特に子育て世代や働く世代が参加しやすい環境を整備していくことが重要なことと思っております。

例えば、夜間巡回の時間帯を柔軟に設定したり、巡回回数、巡回活動を短時間で終わらせるなどの工夫が必要になってくるのではないかと思っております。

今後このような施策の継続を次世代にどのようにつないでいくのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、自治区活動に若い世代が参加されるよう、また次の世代へ防犯パトロールを継承できるよう、各区長へ自治区内での啓発をお願いするとともに、広報あしやなどを利用した周知に努めてまいりたいと考えております。

また、若い世代の自治区への加入促進、自治区離れ防止が重要であると考えますので、これからも区長会とともに、協議・検討を重ねて地道な努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは次に移ります。

粟屋区公民館前の安全対策について、お尋ねします。

さきの9月議会の折に松岡議員、萩原議員が一般質問をされ、執行部から答弁をいただいておりますので、質問内容は重複する部分もあるかと思いますがよろしくお願いたします。

この質問の場所は御存じのように、国道495号線の片側2車線のカーブが差しかかった途中の粟屋区公民館前の付近で、過去に大きな事故が多数発生しており、その中には残念なことに死亡につながった事故も多く含まれております。

このように常に粟屋区公民館前の信号機のある箇所は危険と隣り合わせの場所となっております。

特に、低速走行する農耕車両が側道から国道へ進入する際には、右を見て、左を見て、さらに右を見て国道に進入しても、気がついたら高速で走行してくる車がすぐ後ろについて、冷やっとする場面があったと地域の方からお聞きしております。

先日、私は1時間ほど、粟屋区公民館前のバス停で往来する車両の状況を見ておりました。

その中で、側道から出てくる車両がウインカーを上げて、芦屋方向に右折しようと待っておられました。右と左を見て車が途切れたときに、大きくハンドルを切って芦屋方向に出ようとした瞬間に、芦屋方向から岡垣方向に向かってきた高速の車とあわや、接触事故を起こしそうな場面を実際に目の当たりにしました。改めて危険な箇所だなど、改めて感じたところです。

このような現状も含めてお尋ねします。

今年3月と8月に開催されました、芦屋町交通安全推進協議会の協議内容と、9月議会の粟屋地区の交通安全対策についての2名の議員の一般質問について答弁された後の芦屋町交通安全推進協議会が、関係機関に対してどのような要望を提出されたのかについて、内容をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町交通安全推進協議会から、関係機関である福岡県警察、折尾警察署及び福岡県北九州県土整備事務所に対し、令和6年9月11日付で要望書を提出しました。

折尾警察署への要望内容ですが、信号無視・速度違反对策として、パトカー・白バイによる定期的な取締りの強化と、信号機見落とし防止のための電光掲示板設置の2点です。

県土整備事務所への要望内容ですが、速度注意喚起のため回転灯設置と、信号機見落とし防止のための電光掲示板設置の2点です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

提出されました要望書の中身については理解をさせていただきました。

定期的なパトカー・白バイによる取締りの強化要望と、信号見落とし防止のための電光掲示板の設置要望は、地区の安全確保に多くの貢献をされるものと思います。

しかし、令和6年8月20日に開催されました芦屋町交通安全推進協議会の中では、信号機の設置や形状に関して意見が委員からあり、別の委員からも全く同意見であると、信号機の設置について触れている場面がありました。

また、あわや、交通事故の場面に遭遇したとのお話も伺っております。

信号機の設置に関しては、道路構造上、現在の側道である町道の幅員が基準を満たしていない状況では設置できない旨の報告は、9月議会の中でも、執行部のほうからありました。

そうであれば、改めてこの状況をいかに改善すれば、信号設置について御検討いただけるかの検討が重要になってくるかと思っております。

このようなことから要望書の内容は、栗屋区の地域住民の方々の要望を満足に反映されているのかなと思うことと、併せて事前に実施された栗屋区に関する方々を対象としたヒアリングやアンケートの結果に対して、地域住民の要望としては、十分に反映されているのかと思うところではありますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在の押しボタン式信号を半感应式信号などに変更してほしい旨の要望については、9月議会の一般質問との兼ね合いもあり、8月20日に開催した芦屋町交通安全推進協議会の後、速やかに折尾警察署へ相談しております。

そして、9月議会で答弁しましたように、国道495号と側道の交通量の差がありすぎるため、仮に側道を拡幅しても、半感应式信号には変更できない旨の回答を8月27日にいただいたばかりですので、9月11日付の折尾警察署への要望書には今回記載しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

信号設置に関しては警視庁のホームページに、交通信号機の設置基準には全てに該当しなければならぬ必要条件が5つ、どれか1つに該当しなければならぬ択一条件が4つあります。

その必要条件の中の1番目に記載されている信号で停止している車と擦れ違いができる道幅が確保されているという記載があり、現状ではその部分がまずもって達成できていない現状であります。

この側道の道幅が拡幅できたならば、信号機設置に向けた新たな協議ができるのではないかと考えているところです。

ひとたび交通事故が発生すると、命に直結する重大な事案につながりますので、危険箇所の改善を地域住民が望んでいるのであれば、町としては、実現可能な内容に近づけるための対応が必要かと思っております。

福岡県警や福岡県北九州県土整備事務所宛てに出してある、要望書に盛り込んである住民の要望がかなう形に整えるには、住民の意向に沿った内容を町としては整えていくことが重要かと思っております。

この粟屋区公民館前の安全対策については、信号機の設置に触れることなく、現在提出されている要望書の内容が最終形の形と考えるべきなのか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

要望書の内容については、芦屋町交通安全推進協議会の場において協議を行い、効果的な安全対策の案が出れば、その都度、新たな要望を行ってまいります。

このため、現在出したものが要望書の最終形ではございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

確認のためにお尋ねしますが、粟屋区公民館前の道路は国道495号線ですが、道路管理者は国ですが、県が委託されているということによろしいか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

国道495号は国道ですが、福岡国道事務所直轄管理区間外の国道となります。このため、福岡県北九州県土整備事務所が管理する国道となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、別の聞き方をさせていただきます。

現在、質問している信号機の設置を要望している箇所の道路の管理者は町ではなく、国から委託をされている県ということになれば、町が幾ら安全対策を考えても実施可能な状態の形につながるのには難しい面もあるかと思えます。

そこで、地域住民の安全安心のために、最善策となる安全対策について考えていただくことを直接関係する地域住民と協議するように、国や県に要望することも考えられると思っておりますが、いかががお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

交通安全対策基本法第4条において、地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定められております。

そして同法に基づき、芦屋町交通安全関係機関及び関係団体等が一体となって交通安全運動の推進並びに交通環境の整備、改善及び交通事故の防止を図ることを目的とした芦屋町交通安全推進協議会を設置しております。

この芦屋町交通安全推進協議会の設置条例第2条第4号では、委員会の所掌事務として、良好な交通環境を確保するための交通安全施設等の改善整備の推進に関するものと規定してあります。

また第3条では、協議会で決定したことに關して、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができるものと規定してあります。

令和6年9月11日付要望書のように、協議会で決定した交通安全施設等の改善整備について要望することは、協議会の役割であると考えます。

つまり、協議会は、芦屋町内の交通安全対策について協議決定し、芦屋町を代表して要望する組織です。このため、国や県が地元住民と直接協議するよう要望するのは、法令の責務を放棄しているとも捉えられかねません。

ただ、本田議員の御意見につきましては、当協議会の委員からの提案要望として、私のほうから、折尾警察署交通課にはお伝えしたいと考えております。

なお、国道495号の道路管理者は福岡県北九州県土整備事務所ですが、信号については福岡

県公安委員会の所管となります。御承知ください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今日は、芦屋町の地域住民の安全・安心なまちづくりについてお尋ねしました。

芦屋町は小中学生の通学路の安全について配慮することや、子供たちの安全を守るために非常に重要な役割を担っております。

今後も安全対策の強化や登下校時の見守り活動によって、事故の発生を防ぐことや、交通教育の実施においては引き続き子供たちに対して、交通ルールや安全な歩き方・自転車の乗り方などを学校等で教えていただき、実地の安全教育としては、実際の通学路でこういった点に気をつけるべきなどの教育を行うことも重要になるかと思っております。

また、防犯体制の強化としては、防犯カメラの設置や地域の防犯活動として防犯パトロールのさらなる充実など、芦屋町が積極的に実施していただくことで、子供から高齢者まで町民全員が安心して暮らせる環境が整い、地域全体の治安の向上につながってまいります。

先日行われました、第216回国会における石破内閣総理大臣の所信表明演説の中には、治安対策に触れていた箇所がありました。

内容は、防犯カメラ等の整備、青パトによる活動を国としても支援し、まちぐるみの防犯体制をさらに推進していくとありました。国の立場からも今後の安全対策が期待できるところであります。

また、粟屋区公民館前の安全対策については、信号機の設置に触れて、9月議会に引き続き同様の質問をさせていただき、重複する部分もあったかと思えます。

しかし要望事項には、要望したからで終わりではなくて、何度も何度も必要性を訴えていくことも重要かと思っております。

何よりも安全対策として地域住民の方が信号機設置を望まれていることをお聞きしておりますので、そうであるならば、地域住民の要望事項がかなう方向での協議、御支援を今後もいただければと思っております。

これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問を終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。再開は13時10分から行います。

午前11時55分休憩

午後1時10分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、中央グラウンドの改修について。

総合運動公園中央グラウンドは、バックネット前の水たまりやグラウンド中央部の陥没などが発生したため、今年度は改修工事のための設計を行っていますが、グラウンドに設置されている時計も故障したままになっています。

また、グラウンドにトイレはありますが、端のほうにあるため、高齢者の方からは安心して利用できるトイレの整備を求める声もごございます。

そこで、次の4点について、伺ってまいります。

要旨1、中央グラウンドの改修に向けた進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、中央グラウンドの改修に向けた進捗状況についてお答えいたします。

今回の改修工事は、中央グラウンド全体の石の露出やバックネット周辺での降雨時の水たまりの長期発生、グラウンドの地盤沈下による観覧席のひび割れ・段差や、今年度に入ってから中央グラウンド中央付近での陥没発生を受け、利用における安全性を考慮し、6月の芦屋町議会第2回定例会に実施設計委託料の補正予算を計上し、悪化しているグラウンドの全面及び観覧席の改修を行うものです。

7月末に実施設計委託業者との契約後、8月上旬に都市整備課・設計委託業者との第1回協議を実施、地質調査・測量・設計の各業務内容及び工程の確認を行っております。

その後、改修工事に必要な測量及び地質調査を実施、11月中旬に第2回協議を実施して、グラウンド面改修内容の確認を行っております。

今後は観覧席の改修内容の検討を行い、概算工事費の積算、実施設計図の作成等を進めていく予定です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

中央グラウンドは、バックネット前の水たまり、それと陥没もございますが、そもそもグラウンドが供用開始して、もうかなり年数がたっております。

表面の凸凹があるので、使いづらいという声がありましたので、今回、全面改修になったことは本当によかったと思います。

ただ利用者の方から、あそこにグラウンドに時計があるんですけども、それが故障したままになっていて、小さな時計がもう小さくてこれぐらいの（両手で直径25センチメートル程度の時計の大きさを表現）小さな時計が置いてあるので、プレー中なんかはもう見えないということで、私も見ましたが、確かに全然見えません。前からあそこの時計の改修、故障しているのでどうかありませんかと要望もしているのですが、依然、このままになっていたんですけど、今回グラウンドの改修工事が入りましたので、時計が確かにお金もかかるとは思いますけど、私は、時計はあったほうがいいんじゃないかなと思います。

その点について、町の考え方を伺います。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

中央グラウンドのトイレ横に建っております時計は、御指摘のとおり現在故障していて、型が古いことから修繕も不可能な状況です。

新しいものに更新する場合は、取り付けであるポール自身も老朽化していることから、設置工事に約150万円程度かかることが見込まれるため、現在は緊急にポールに壁かけ時計を設置して対応させていただいております。

現在進めているこの中央グラウンドの改修工事は、先ほども申し上げましたが、安全性を考慮した悪化しているグラウンド面と観覧席の改善を早急に図ることを第一に考えて、補正予算を計上して、現在実施設計を進めている状況で、時計塔の更新はこの設計には含まれておりません。

しかしながら、担当課としましては、グラウンドの利用時間を守ってもらうという点からも時計は必要だと考えております。

利用者から御指摘のとおり壁かけでは小さくて見づらいとか、時計が建っている場所が花美坂側にあることから、反対側から見えづらいといった意見もいただいておりますので、現在、来年度整備に向けて、設置場所を含めて、関係課と現在協議を進めているところです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

とても前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思っています。

次、要旨3ですけど、安心して利用できるトイレの整備について、お尋ねしてまいります。

時計と同様に、トイレも花美坂側にごございます。1か所なので、高齢者の方からは反対側の山側のほうのグラウンドでプレーしていたり、観客席にいた場合、トイレまでが遠いと。そういったお声があって、こちら側にもトイレがあればいいというお声が以前からあっております。

ただ、グラウンドのほうの不具合もございましたので、じゃあすぐにとという話でもないのかなとは思っていたのですが、今回グラウンドの改修が全面改修行われるところで、1つ提案させていただきたいのですが、高齢者の方が加齢に伴って膀胱の機能低下で、急に強い尿意を感じるということのはあるかと思えます。

また、前立腺肥大症などの排尿障害ということで、高齢者の方が排泄について不安を持っている方というのは、多くおられるんじゃないかなと思えます。

今回、高齢者の方から山側にもトイレがあったらいい、要するに中央グラウンドに行ったときに安心して利用できるトイレがあればいいなというのが、高齢者の方々の思いではないかなと思います。

高齢者の方々が安心して、外出して、運動できるような機会を今後もできるように、ぜひとも考えていただきたいと思うのですが、その点について担当課のお考えをお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

御指摘のとおり、中央グラウンドのトイレは花美坂側のグラウンドの端のほうに設置されておりますが、こちらには男性トイレには小便器が4基、大便器が2基、女性トイレには4基、そして多目的トイレが1基、配備されております。グラウンド規模から見ても数的には充足していると現在判断しております。

また、新たにトイレを設置するとした場合ですが、例えば、大君グラウンドにトイレの老朽化によって、令和2年度にくみ取り式の仮設トイレ1基の取替え工事を行ったのですが、こちらで約259万円。また、平成30年度のアッシーグラウンドの整備工事の際に、男性トイレが小1基、大1基、女子・多目的兼用で1基の水洗式ユニットトイレを設置しましたが、こちらで約1,110万円の工事費がかかっている状況です。

時計の改修のときにも申しましたが、中央グラウンドの現在の改修工事、安全性を考慮してと

いうことで、グラウンド面全面と観覧席の改善に絞って今、執り行っております。

また、令和5年度に地質調査をグラウンドで行った際に、冒頭でも申しましたが、地盤沈下が進んでいるということで、このような状況下でトイレを含めた新しい施設を作ることは、安全面やコスト面でも慎重に検討しなければならないのではないかと考えております。

以上のことから、担当課としては、中央グラウンドに現時点で新しいトイレの設置は考えておりません。

しかしながら、今の端に建っているそのトイレについても、設置から30年以上今、経過しております。今後は老朽化も進んでいき、改修工事が必要になってくると考えております。その場合は、御利用者の利用状況も踏まえて、設置場所も含めた改修を検討してまいりたいと思います。御理解いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

費用の問題、2個設置してどれだけの方が利用するかという問題もありますし、そもそものグラウンド面の地盤の問題もありますので、今、課長のほうから老朽化したトイレの改修時には、場所等も含めたところで御検討いただけるということであれば、しっかりそこを検討していただきたいと思います。

今後のスケジュールについて、最後お伺いいたします。

来年度以降、グラウンド、あと観客席の改修工事が行われるということで、長期間もしかしたら利用制限がかかる時期もあるかもしれません。

6月で本田議員も御質問されていましたが、今の時点で何か分かるところとかありましたら、お聞かせください。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

今後のスケジュールについてですが、現在進めている実施設計委託業務は年度内に完了見込みで、改修工事に係る経費は令和7年度当初予算に計上し、令和7年度中の契約・工事着工を現在予定しております。

工事計画や工事期間中のグラウンドの利用制限期間などについては、現時点では残念ながら決定しておりませんが、工事施工業者との協議を進めていく中で、方針決定していく予定です。ただ本工事に入りますと、恐らくグラウンドを長期間閉鎖することが見込まれます。

このため、利用団体には、中央病院横のアッシーグラウンド、こちらなど、町内のほかのグラウンドへの振り替えを検討していただかなければならないと考えておりますが、全ての競技種目で代替地を提示するのは厳しい見込みです。このため、一部の団体については実施設計に入る段階で、状況説明を現在行っております。

いずれにしても、グラウンド利用団体には方針が決定次第、速やかに周知し、御理解・御協力を求めてまいりたいと考えております。

なお、代替地の1つであります、先ほど申したアッシーグラウンドですが、こちらのグラウンドは地域団体等からの陳情を受けて、住民の健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を通じた町民相互の交流を図るための健康広場として、平成30年度に整備させていただきました。

こちらはグラウンドゴルフなど軽スポーツができる広さの広場を備え、ウォーキングなどの利用ができる1周350メートルのゴムチップ舗装園路、そして健康遊具、また広場のすぐ横には水洗式トイレや休憩のための屋根つきのあずまやなどを整備しておりますので、ぜひ日常的にも皆さんに御利用していただければと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

アッシーグラウンドのPRありがとうございます。

今回、中央グラウンドのほう、前から住民の利用者の方から要望がありましたので、来年度やっと改修工事ができるのは、とても皆さん喜ばれると思います。

あと、トイレのほうも改修工事の際にはしっかりと御検討いただきまして、住民の方が安心して利用できるトイレの整備をよろしくお願いいたします。

では1件目、これで終わります。

件名2、西方荒波対策について。

柏原西方海岸は平成27年度に、北西からの荒波によって損傷した、護岸の改修工事を行いました。しかし、台風の頻発時期や冬期荒天時の荒波による影響は護岸の損傷にとどまらず、その周辺の住宅は荒波の被害を受け続けています。

そのため、平成27年に自治区や遠賀漁業協同組合柏原支所から荒波対策を求める陳情書が提出され、本年7月にも同様の要望書が提出されました。

また、私も令和5年3月定例会の一般質問で、早期の荒波対策を求め、その際に町は対策を講じる上で、後戻りがないよう、関係機関と十分に協議し、対策を推進すると答弁されました。

以上のことから、今後の西方荒波対策についてお伺いしてまいります。

要旨1、柏原西方海岸の荒波の状況についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

平成28年に柏原区長、柏原区8組組長、遠賀漁業協同組合柏原支所長より、荒波対策の陳情書が提出されました。

町は陳情を受け、福岡県に対して要望を行ってまいりました。

福岡県も要望を受け、現地の状況確認や対策実施に向けた助言等の対応をいただきましたが、具体的な対策等の実施には至っていないのが現状です。

御質問の荒波の状況ですが、令和3年より、荒波・越波の状況を把握する目的で、産業観光課では月に数回、特に強風時の柏原西方海岸の記録を取るなど、状況確認を行っております。

また、被害を受けている方々も町に合わせる形で、風の状況や越波等の記録をされており、その情報も御提供いただき、共有をさせていただいているところです。

そのデータ結果より、荒波は季節風が強くなる11月から2月にかけてが特に多く、西から北西の風が10メートル以上吹いた場合、護岸を越波するほどの荒波が発生していることが分かりました。

なお、今年の1月から2月にかけて、護岸まで砂浜のように砂が堆積し、荒波が減ったとの情報もございました。

しかし、3月には堆積した砂はなくなり、その後は荒波による越波が以前と同様に確認されている状況です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨2、では荒波対策の進捗状況について、どの程度今、進んでいるのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

荒波対策の進捗状況は、ということでお答えいたします。

荒波対策の進捗状況ですが、現在は対策事業を実施するため、町の実施計画に計上し、検討を行っているところです。

また、実施計画を計上するに当たり、事業を実施する際に該当する補助事業の相談や条件等の確認・申請スケジュールなど、県の担当者と打合せを行っているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨3、今後の荒波対策について、3点目お伺いしていきたいと思います。

私は令和2年10月、初めて町民の方から荒波の相談を受けました。

この問題を調べると、先ほど平成27年と申し上げましたが、平成28年に自治区や漁協から町に対して荒波対策を要望しておりました。

町も検討しますというような回答されていたのですが、特に改善に向けた取組も行われておりませんでしたため、相談者と共に町に対策を要望する一方で、先ほど課長も答弁されましたが、令和3年4月から被害を受けている方々と一緒に荒波の調査を開始し、今年で4年目となります。

皆様の御手元に、昨年度の荒波調査の結果のほうをお配りさせていただいているんですけども、これは護岸の後部にお住まいの住民の方が、荒波が立ったときに写真を撮っていただいて、撮影時間を記録し、そして風速なども記録していただいています。

もうこれ3年、今年で4年目に入っているんですけど、本当に地道にこういった情報のデータ収集を行っているところでございます。また今年の4月には荒波の被害を受けている方が、西方海岸の模型を作成して、町に改善策の提案まで行っております。

先ほど課長が言われましたとおり、今年の1月ぐらいに砂がかなりたまってきたために、越波っていうんですかね、荒波の回数が減っております。見ていただいても分かります通り、11月から3月ですと本当に4、5回で、今、資料を付けていないので申し訳ないのですが、調査を始めました令和3年ですと、12月から3月までで11回でございます。令和4年については9回で、今回は少し減ってきております。やはり、砂がつくと荒波のほうが軽減されるんじゃないかという推測は、私たちの中でも持てたかなというのを、そこも町と共有できたことはよかったのかなと思っております。

今まで荒波がひどいといった漠然としていたその訴えが、この3年間の調査で具体的に、さっき課長が言われましたとおり把握できるようになったことは、今まで被害を受けた方々が、早期の改善を望む住民の方の強い思いにほかならないと思います。

そして7月には、自治区や漁協から再度、対策を求める要望書が提出されました。町からは、柏原西方海岸における漂砂・海流等の調査の実施などについて検討を行っているという御回答がきております。

私が町に荒波対策を要望してそろそろ4年、そして最初に自治区等が要望を出されて8年ほどが経過しております。あの地域に暮らす方々は、今も塩害被害を受け続けております。

今後どのように荒波対策を進めていかれるのか、その点をお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えします。

先ほど御説明いたしました、西方荒波対策は現在、町の実施計画に計上し、検討を行っているところでございます。

荒波対策の推進につきましては、議会での答弁のとおり、後戻りがないよう関係機関と十分に協議し、対策を推進したいと考えております。

考え方としましては、荒波の原因調査を行い、その結果を踏まえた対策案を作成したいと考えております。

その後、作成した対策案を自治区や関係者の方々と共有し、意見交換等を踏まえ、柏原西方海岸に合った、後戻りのない対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

相談者の方からは、自分が生きている間にこの問題を解決したいと、今日も朝、今日質問しますからと電話をさせていただきました。本当に強く望まれております。

今まで時間がかかりましたが、やっと方向性が見えたことは、私もですし、地域の方もとてもうれしく思っていると思います。

これからも地域の方が安心して暮らせるように、着実に荒波対策のほうを進めていただきますよう申し添えまして、この質問を終わります。

件名3、予算編成について。

9月末、町の財政状況を示す健全化判断比率が公表され、町の財政は健全な状況であることやモーターボート競走事業も好調を維持し、町の財政に大きく寄与していることが広報でも周知されました。

しかし、経常収支比率の悪化や令和5年度末には15億円だった財政調整基金残高は、現在11億円まで減少し、令和7年度以降の予算については、モーターボート競走事業から一般会計への繰入額を7億円から10億円に増額しなければ、予算が組めない状況になっています。

今回は、来年度の予算編成方針や経常収支比率に対する町の考え方についてお尋ねしていきたいと思います。

要旨 1、予算編成方針の概要について。

芦屋町では、毎年 1 1 月に町長から各課に予算編成方針が通知されています。

まずは予算編成方針とはどのようなものなのか、そして、大まかに令和 7 年度の予算編成方針についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

それでは、予算編成方針について、お答えいたします。

予算編成方針とは、翌年度予算を編成するに当たり、基本方針などを定めたものです。

令和 7 年度の芦屋町の予算編成方針の基本的な考え方として、令和 7 年度においても、要求時における歳出が歳入を大きく上回ることが見込まれることから、財源の確保に力を注ぐとともに、財源を最大限有効に活用するため、令和 5 年度決算の状況や令和 6 年度予算の執行状況等の分析に基づく不用額の縮減のほか、既存事業を検証し、抜本的な見直しに取り組むなど、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を図る必要があります。

以上のことより、令和 7 年度予算編成に当たっては、次の基本方針を念頭に、問題意識を持って予算編成に取り組んでいただくよう通知しますとしておりまして、次の 7 つの基本方針を掲げております。

基本方針の 1 点目は各種制度改正の把握と財源の確保、2 点目は町税等の自主財源の確保、3 点目は経常収支比率の削減、4 点目は町単独事業の取捨選択、5 点目は決算を意識した予算編成、6 点目は新規事業・投資的経費は内示のみ計上、7 点目は人材育成の推進です。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5 番 萩原 洋子君

私も予算編成方針につきまして、過去 5 年間、資料請求して読ませていただきました。

その中で今年度、令和 7 年度の予算編成方針には、令和 5 年度決算の状況や令和 6 年度予算の執行状況等の分析に基づき、不用額の縮減のほか、既存事業を検証し、抜本的な見直しに取り組むと書かれております。この点はとても気になる点です。

どのように既存事業を検証し、抜本的な見直しに取り組むのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

予算編成方針への取組の既存事業の検証や、抜本的な見直しについてお答えいたします。

まず既存事業の検証の1つとして、主な施策については、予算編成の前段階として実施しております実施計画の作成過程で行われております。

なお、実施計画は3年ローリングで毎年作成しているもので、議員各位に配付するほか、町ホームページでの公表も行っています。

また、抜本的な見直しなどについては、担当課で温度差はあろうかと思いますが、地方自治法第2条第14項の地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという規定も踏まえ、取組を行っているものと認識しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、課長が答弁されました実施計画、3年ローリングで毎年、配付されております。

私たち議員も見させていただいているんですけども、事業の概要だったりとか、各年度、何か事業をするのかということが書かれているだけで、これだけでは既存事業の検証を行っているというのは、ちょっと私のほうでは見ても分からない状況でございます。

既存事業の検証・効果については、以前からもっと見える化をするべきじゃないかと、私としては考えております。

今回、予算編成方針とか、経常収支比率のほうに質問させていただきますので、今後改めてその点については質問させていただきたいと思っております。

では次に、この予算編成方針を各課にどのように伝えているのか、その点お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

予算編成方針の各課への通知方法について、お答えいたします。

予算編成方針は11月初めに通知しており、町長をはじめ、課長職が出席する課長会議と、主に係長職を対象として開催します予算編成事務説明会において、説明を行っています。

また説明に使用した資料は、ほとんどの職員が見ることのできるグループウェアのインフォメーションに掲載をして、職員周知を図っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

先ほども申し上げました過去5年の予算編成方針を拝見して、私の感じたところは、ほとんど内容は同じだったということです。変更ないんですね。ということは毎年同じ内容であれば、それを配付された職員さんにはどのように伝わっていくのだろうか、実際読むのかなあと思ったのが私の感想です。

令和7年度は、第6次総合振興計画の前期基本計画の最終年度となります。来年度はここに重点を置くといった町長のお考えを重点項目とした基本方針を通知されたほうが、もっと伝わっていくのではないかなと私は感じました。

例えば、さっき課長が答弁されました基本方針ですけど、7番目、人材育成の推進。先ほど松岡議員も言われましたけど、これは総合振興計画の本当に大きな柱でございます。その必要な人材育成に係る予算を計上するようになってはいるんですけど、本当はここが、この町の計画を推進させるために重点項目として挙げていくと言ったほうが、もっと職員の方々にこの基本方針を念頭に、町長のお考えになる基本方針を、予算編成方針を念頭に、「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現のために、来年度の当初予算に盛り込む施策をしっかりと検討していただく必要があるんじゃないかと思うのです。

その点について、町のお考えをお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

重点項目の追加について、お答えいたします。

現時点では重点項目を追加する予定はありませんが、今後、総合振興計画の後期基本計画が策定されます。また社会情勢の変化など、必要に応じ、重点項目を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

せっかく出される予算編成方針です。職員の方々に伝わるようなものにしていただくと、さらにより予算組みができるんじゃないかと思っております。

要旨2、経常収支比率についてお尋ねしてまいります。

予算編成方針では、7つの基本方針が示されております。今回この中で特に気になったのが、経常収支比率についてでございます。それについてお尋ねしてまいります。

まず1点目、経常収支率とはどういったものなのか、それについてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

経常収支比率についてお答えいたします。

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等の合計額に占める割合をいい、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の1つとして用いられています。

この経常収支比率が高くなるほど、財政の硬直化が進んでいるということになります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、行政の方のお話だとなかなか分かりづらいのではないかなと思って、簡単にもう少し御説明すると、例えば家計に例えてみると、主たる収入、国からの交付税とかは給料、それが家賃だったり光熱費とか食費とか、必ず生活上に不可欠な経費が、給料に対して何%充てられているかということの割合を示しているということです。

この割合が少ないと余裕があるということになるのですが、冬になってストーブが急に故障したと、だけど余裕がないともう仕方ない、今年の冬はもうこたっただけで我慢しておこうというような話になると。それでは家だといいいんだけど、じゃあそれ、財政でいいんですかという話になってくるという話なんです。

経常収支比率を調べてみたら、一般的には70から80%が適正とされているそうですが、今そういったもう少し高い自治体が多いとなっております。

100%に近いほど財政的に余裕がなくなって、新規事業・事業の拡充というのがなかなか難しくなるというようなものでございます。

そこでお尋ねですが、近年の町の経常収支比率の状況についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

芦屋町の経常収支比率の5年間の状況について、お答えいたします。

直近の令和5年度は速報値となりますが99.7%、4年度が97.8%、3年度が91.7%、2年度94.2%、元年度97.1%。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、課長が答弁していただきました、令和5年度の町の経常収支比率99.7%、100%近くなっております。これは県内市町村でワースト3位、町村でワースト2位となっております。令和3年度には一旦下がっておりますが、全体的には高い傾向にあるかと思えます。

では、他自治体の状況をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

他自治体の経常収支比率の状況については、令和5年度の速報値でお答えいたします。

遠賀郡内の状況としましては、水巻町88.4%、岡垣町91.7%、遠賀町87.5%です。

県内類似団体としましては、類型がⅢ-2の町が3町ありまして、桂川町が96.2%、大木町が83.6%、香春町が91.6%です。

また、福岡県の市町村の平均は91.9%、全国の市町村平均では93.1%。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今お伺いしても、他自治体と比較しても、芦屋町の経常収支比率は高い状況にあるということが分かりました。

では、経常収支比率が悪化している理由をどのように分析しているか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

経常収支比率が悪化している理由について、お答えします。

1番大きな要因は、公債費の増加によるものです。その他、人件費、扶助費、補助費等も増加傾向にあります。

令和4年度と5年度については、経常収支比率の収入の算定要素に含まれる臨時財政対策債の借入れを行っていないことも一因となっております。

一方、ボートレースから一般会計への繰入金は、経常収支比率の収入の算定には含まれていないため、ボートレースからの繰入金を活用して、経常的に支出する事業を実施すると、経常収支比率は悪化します。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、経常収支比率が悪化している1番の要因は、公債費の増加という話がありました。

公債費はどうなっているのか。それと令和5年度の基金運用状況を見ると、町の減債基金は9,500万円で、今年度も積立てされていません。

それについて、町の考えをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

公債費は5年間の金額についてお答えいたします。

令和5年度、約9億2,000万円、4年度は約8億円、3年度は約7億8,000万円、2年度は約5億円、元年度は約6億9,000万円です。

減債基金についてですが、これは地方債の将来の償還財源に充てるため設置しているもので、5年度末の基金額は約9,500万円、先ほど議員の説明があったとおりです。

芦屋町の町債の残高が今、約87億円ありますけれども、交付税措置等もあるため、一般財源での返済額は約18億円を見込んでおります。

将来への備えとして、競艇収益まちづくり基金及び公共施設等整備基金への積立ても行っておりますが、減債基金への積立ても、前向きに検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

それと悪化している理由の中で、臨時財政対策債というお話がありました。

これ、借金ではあるんですけど、後で国からもらえるお金であると私、認識しております。

なぜもらえるのに借入れしなかったのか、そしてまた借入れしなかったことの影響だったりと

か、今後も借入れするお考えはないのか、その点お伺いできますか。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

まず臨時財政対策債について、お答えいたします。

臨時財政対策債とは、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、不足する金額の一部を一旦地方公共団体で借金をして、賄っておく起債のことで、

地方交付税の振替として発行する起債であり、実質的には地方交付税と言えるもので、町が支払う臨時財政対策債の元利償還金は、後年度に国がその全額を地方交付税で措置することで、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないようになされています。

芦屋町の臨時財政対策債の発行可能額は、令和5年度は約2,200万円、4年度は約5,000万円でした。5年度及び4年度は予算編成、資金繰り等を検討した結果、臨時財政対策債の発行可能額も少なく、町の財政運営に支障がないため、借入れを行いませんでした。

なお、臨時財政対策債は、平成13年度より導入され、令和元年度以降の芦屋町の借入れ状況は、3年度は約2億円、2年度と元年度は約1億5,000万円です。

また、臨時財政対策債は地方交付税に代わるものという性質から、経常収支比率の算定における歳入として見ることができますので、借入れを行わなければ、経常収支比率は悪くなります。

なお、今後の臨時財政対策債の借入れについては、借入れ可能額などの状況によって、判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今後の財政状況にもよるとのことだとは思いますが、借入れしなかった理由は理解しました。

それでは経常収支比率の状況をお尋ねしてきたんですけど、実際のところ、町の財政に影響が出ているのかどうか、そこをお伺いできますか。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

町の財政への影響についてお答えいたします。

経常収支比率の悪化に伴う、町財政への影響はないと考えております。

財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を健全化判断

比率として定められており、実質赤字比率、連結実施赤字比率、将来負担比率の3つの指標は比率がマイナスのため、健全な状況です。

残る実質公債費率の数値は令和4年度0.1%、5年度5.7%と大きくなっていますが、早期健全化基準25%の範囲内であり、町の財政は健全な状態にあるといえます。

また毎年、財政シミュレーションを作成し、9月の議会定例会の全員協議会においても説明をさせていただいておりますとおり、ボートレース芦屋の好調な業績が前提となっておりますけれども、安定的な財政運営ができていると判断しています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

經常収支比率がこのように悪化していても、特に財政に影響がないということですが、では課題などは感じておられないということですか。お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

課題についてお答えいたします。

財政シミュレーションにおける安定的な財政運営は、ボートレース芦屋の好調な業績が前提になっていることが課題であると捉えます。

先ほども答弁しましたが、ボートレースからの繰入金は、經常収支比率の収入の算定要素には含まれていないため、ボートレースからの繰入金を活用して、経常的に支出する事業を実施すると經常収支比率は悪化します。

過去にはボートレース事業が厳しい時期もあり、町財政は逼迫し、補助金の削減やイベントの中止、町職員の給与カットなど、厳しい行財政改革を行った経緯もあります。

決してボートレースがあるから大丈夫ということではありません。後年度に負担となるような施策は慎重に検討する必要があると考えます。

なお、芦屋町の經常収支比率の歳入の算定額は、約45億円程度のため、少し乱暴な計算にはなりますが、大きく丸めると1,000万円で0.2ポイントから0.25ポイント程度影響が出ることとなります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

やはり町の財政はボートレース事業の収益に左右されているということですが、県内市町村普通会計決算速報の資料によると、芦屋町は公営競技施行団体であるため、経常収支比率が特異な数値を示す場合があると、とても小さく書かれております。

よって、この経常収支比率は他の自治体と同様でない点も配慮した上で、この数字を見ていく必要があるんだなと感じております。

昭和や平成の頃は100%を超える自治体も多くありまして、芦屋町も調べますと10回ほど、10回ですかね、超えておりました。

しかしながら令和5年度は、政令市を除く市町村で100%を超えているのは、嘉麻市のみの1団体となっております。

今年度は給食費の無償化、そして今定例会では保育所の保育料の軽減策の予算計上もされております。このことから考えると、令和6年度は100%を超えるんじゃないかなと思っております。

確認です。ボートがあるから経常収支比率は100%を超えても大丈夫というような御認識でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

経常収支比率が100%を超えても大丈夫か、ということについてお答えいたします。

一般的には、経常収支比率が100%を超えるということは、経常的な収入以上に経常的な支出があるということになるため、財政的な余裕がないということになります。

予算編成方針にも7つの方針の1つとして、経常収支比率の削減を掲げており、経常経費については前年踏襲するのではなく、必要性を再度検討し、創意工夫により、削減することとしております。

一方、繰り返しになりますけれども、現在の芦屋町は、ボートレース芦屋の好調な業績により、安定的な財政運営が行われています。

モーターボート競走法第1条の趣旨を一部抜粋しますと、この法律は地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとするであります。

また、芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例第1条の競艇事業の設置には、モーターボート競走法の規定に基づく公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、本町の社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興、その他町民の福祉の増進を図るための施策を行うに必要な経費の財源を確保し、もって本町財政の健全化を図るため、モーター

ボート競走事業を設置すると規定されており、ボートレース事業による収益を町民の皆さんの生活に役立つよう、事業を実施すべきと考えます。

程度の問題はあろうかと思いますが、現在のボートレース事業の状況であれば、経常収支比率が100%を超えても、安定的な財政運営ができるものと考えます。

なお、経常収支比率が100%を超えた場合、どのようになるかといったことを県に確認したところ、要因や今後の見込みなど、より詳しいヒアリングをさせていただくことになるだろうということ、県内市町村普通会計決算速報で報道発表しており、100%を超えている市町村が公表されることになるということで、特に町として財政運営上の不利益を受けることはありません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

経常収支比率に対する町の捉え方、考え方、そして県にも確認していただきましたところ、よく分かりました。

ただ、それも全て、ボートレースの収益に左右されるということです。ボートレースの収益は住民の皆様の生活に関する事業に多く使われております。町にこれからもそういったものに役立てていただきたいと思うのですが、絶対に厳しい状態にならないとは限りません。

ボートレース収益が悪くなった場合の対応について、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

財政課長。

○財政課長 池上 亮吉君

ボートレースの収益が悪化した場合ということでお答えいたします。

毎年、財政シミュレーションを作成しておりますので、その時点における状況において、行財政運営を検討することになると考えております。

また、学校給食費の無償化等をはじめ、補助金等の制度については、基本的に終期を設定し運用しておりますので、評価・検討を行い、廃止や継続・拡充など、必要に応じ制度の見直しを行うようにしております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

最後に、現在の町はたとえ経常収支比率が悪化しても、ボートからの繰入れがあり、実際には

余裕がある状況であるということが分かりました。

ボートレース事業局には、住民のこんなのがあったらいいなというのが実現できるように、これからも長く住民に還元できるように、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

しかし、過去にはボートレース事業、厳しい時期もございました。先ほどもお話がありましたけども、厳しい行財政改革を長く行った経緯がございます。

先ほど課長も答弁されましたが、将来にわたって負担となるような施策は、慎重に検討する必要があると課長も言われました。私もそれは同感でございます。

ぜひしっかり、その辺精査して、来年度の予算組みをしっかりしていただきたいと思います。

そして、私どももその監視機能をしっかり果たしていく。今度は先ほどお話のありました財政シミュレーションについて、またボートレースのほうは今回、貝掛議員が質問されますので、そこもしっかり確認し、不足分ありましたら、またそちらに対しても質問させていただきたいと考えております。

これで、私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 内海 猛年君

次に2番、田中議員の一般質問を許します。田中議員。

○議員 2番 田中 太君

2番、田中です。どうぞよろしくお願いたします。それでは通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

件名、町営住宅長寿命化計画についてです。

全国的に高齢化社会が進む中、私たちの芦屋町でも高齢者比率が10月末現在で33%と高くなっております。また、一人暮らしの高齢者も増加しています。

この先、単身高齢者などが芦屋町に安心して住み続けられるようにするためには、これからの住宅政策がますます重要になってくると考えます。

芦屋町町営住宅長寿命化計画など、住宅政策の詳細についてお尋ねいたします。

それでは、要旨1、町営住宅の現状についてお尋ねいたします。現在の計画の進行状況と今後の予定をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町営住宅の改修などは、第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画に基づいて行っており、令和6年度までは予定どおり改修事業を行っております。

今後については住宅の老朽化などを考慮し、令和8年度に見直しを予定している長寿命化計画の見直しで、現状に即した変更計画を策定する予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

令和6年度まで計画どおりに行われたとのことですが、現在、住んでおられる方たちの利便性や安心安全を確保するという点では重要でありますし、よく理解はできます。が、9月の定例議会、本田議員の一般質問答弁を引用させていただきますが、町営住宅と所得制限外住宅の合計入居率71.52%、空室319室、町営住宅や所得制限外住宅、多くの空き部屋があるにもかかわらず、今年度は9件の入居希望者数に対して、3戸の提供数と伺っております。

そこでお尋ねいたします。

なぜ319室の空き、そのうち高浜団地を除く町営住宅においては、127室の空きに対して3なのか、その理由をお聞かせください。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町営住宅の入居率が約70%である理由は、芦屋町で1番大きな戸数を有する、緑ヶ丘団地の老朽化に起因しています。

緑ヶ丘団地は築年数50年前後の建物となり、入居者を募集するためには多額の予算を投入して整備することになります。この整備は、比較的状態がよい部屋を抽出し、整備を行っております。

しかし、近年では状態がよい空き部屋が減少しており、緑ヶ丘団地については新規募集を行っておりません。

また、新規募集に関しては、入居希望者によって提供戸数を決めるわけではなく、使用可能な住宅に対して整備予算を確保し、整備を経て提供することになります。

今年度は建物として比較的新しい、新緑ヶ丘団地と後水団地から3戸が提供可能となったことにより募集を行い、入居要件に該当する9世帯が応募された次第です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

緑ヶ丘団地は築50年前後の建物となり、新規募集は行えていないとお答えいただきましたが、今現在、その緑ヶ丘団地に多額の予算で大規模改修やエレベーター設置工事を行っております。

矛盾というか、少し私の中で疑問を抱くところではありますが、想定外のところで空室の老朽化が進んでいたと推察いたします。

それらを含め、現在の長寿命化計画において、特に解決が必要な問題や課題をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

芦屋町の町営住宅等は、新緑ヶ丘団地と後水団地を除くと、築50年を経過する建物がほとんどです。これらの住宅は、老朽化が著しい現状があります。

また現状では、2LDKの住宅の空きがなく、単身者の入居できる住宅が提供できない状況であり、この点も将来に向けて検討していく必要性があると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

ありがとうございます。現状での問題や課題がよく分かりました。

それでは次に、要旨2、2040年問題への対応についてお尋ねいたします。

2040年問題とは、2040年頃に日本の高齢者、65歳以上の人口の割合の最大化と、生産年齢人口の急減が同時進行で起こり、国内経済や社会維持が危機的状況に陥るとされる問題であります。

その中の人口割合は、2040年までに独身者が人口の約47%に、さらに65歳以上の高齢者人口がピークを迎え、総人口の約40%を占めると予測されております。特に高齢の単身者が全世帯の約4割を占めるとされています。

ここでお伺いいたします。

今後さらに増加していく独身者やひとり親家庭、高齢者など多様な住民層が、安心して住むことができるよう、対応していくべきと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

担当課としても、今後、入居者の高齢化や単身世帯が増加していくことを予想しております。現状の住宅ではそれらには対応することができないため、今後の芦屋町の人口ビジョンや高齢者比率を見据えた町営住宅を検討していく必要があると考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

それでは、年金のみで生活されている芦屋町在住の高齢者宅でのお話です。

今年の夏の話ですが、配偶者の方がお亡くなりになった高齢者のお宅に行ってまいりました。2人から1人になったので、年金収入が減り、住居費が家計を圧迫していると。しかし、住みなれたこの芦屋町が大好きだから、節約して頑張るとおっしゃられていました。

この暑い夏に訪問した際にも、節約のためか、エアコンを使用されてなかったことをよく覚えております。

そのほかにも、こういった高齢者宅も少なくないようです。

近年、働く世代の賃金アップ、子育て支援は充実してきておりますが、高齢者の年金は今後、果たしてどうなっていくのか不安でしかありません。

このように、年金のみで生活しておられる高齢者の中には、住居費が大きな負担となっているケースが多くあります。安心して生活ができる住まいを確保することで、高齢者の生活の安定と福祉の向上が期待できると思います。

この点に関して、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

公営住宅法の目的に基づき、国と地方公共団体が協力し、低所得の方へ低廉な家賃で賃貸し、安心と社会福祉の増進に寄与するべきであると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

安心と社会福祉の増進に期待しております。

さて、現状の課題や将来求められるものが見えてきましたので、要旨3、今後の計画について

お尋ねいたします。

芦屋町実施計画では、令和8年度に町営住宅等長寿命化計画の策定時期となっております。

そこでお尋ねいたします。

現行の計画で進めた場合の10年間の経費、大規模改修やエレベーター設置工事、修繕費などを含めた費用をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

概算になりますが、これから10年間で約12億円程度が見込まれます。

内訳として、大規模改修とエレベーター設置工事で約9億円、修繕や入居前整備で年間約3,000万円、10年間合計で約3億円となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

築50年経過する建物に、改修費など概算で12億円ですか。

その費用対効果はどうかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

費用対効果については、エレベーター設置などにより、高齢者などの福祉的な施策として一定の効果はあると考えています。

しかし、特殊なエレベーターの設置により、維持管理の経費が通常より高く、継続的にかかっており、入居率を考えると費用対効果については決してよいとは考えていません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

承知いたしました。それでは最後の質問になります。

今後、2040年問題を踏まえた、計画の見直しや改定は急務だと考えます。

これから先、高齢化がさらに進んでいく中、単身高齢者なども安心してこの町で暮らしていき、時代のニーズに沿った住宅政策が必要だと考えます。

いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在の町営住宅は、老朽化や耐用年数経過による用途廃止により、今後、建て替え等の検討が必要となる住宅が多くなってきております。

また、今後の単身者と高齢者の増加を踏まえてのユニバーサルデザイン導入への対応が必要となってきました。

ただし、この課題に対応するには、住宅地の選定や住宅規模など、あらゆる問題を解決した上でのお話となることから、これらについても早い段階で、内部で検討を行いたいと考えております。

また、令和8年度に見直しを行う長寿命化計画の段階で、これからの時代に対応できる町営住宅像を、ある程度お示しできればと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

田中議員。

○議員 2番 田中 太君

どうぞよろしく願いいたします。

自然に恵まれ、崇高な文化を持つこの芦屋町、そしてシビックプライドを持った多くの子供たち、このすばらしい芦屋町の持続可能な発展と住民生活の質の向上のために、2040年問題などを踏まえ、今後の計画策定に反映していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 内海 猛年君

以上で、田中議員の一般質問は終わりました。

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時19分散会
